平成２５年（フ）第１２４２号
堺市南区竹城台１丁１番２―326号
債務者　戸松　弘光
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８９号
愛知県豊田市田中町２丁目40番地　トヨタ自動車田中清風寮４―235、住民票上の住所愛知県安城市美園町１丁目２番地６　第２カーサ竹内303
債務者　竹内　康平（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　智博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１９５４号
北海道石狩市親船東２条２丁目84番地
債務者　齋藤　憲夫
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１１号
北海道恵庭市黄金北１丁目７番地17
債務者　大森　宏之
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　篤郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１号
岐阜県大垣市中野町５丁目29番地
債務者　小林　郁子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
旭川市東光13条９丁目２番12号
債務者　西村　富彦
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　史人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０６号
大阪市港区三先１丁目17番２―403号、申立時の住所大阪府茨木市新和町２番18号
債務者　ピザ・リトルパーティー長岡京店こと　平山　裕二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　由宇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３２号
盛岡市永井10地割216番地２　コーポ寿８号、旧住所盛岡市永井20地割５番地６　コーポ大志田１―202号
債務者　齋藤　元美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３６３号
盛岡市西青山２丁目33番16号
債務者　渡邊美枝子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６３２号
神奈川県平塚市長持519番地の４　コーポ田中103号
債務者　久保田義則
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６３３号
神奈川県平塚市長持519番地の４　コーポ田中103号
債務者　久保田秀子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０７号
新潟県妙高市大字両善寺642番地
債務者　小嶋　裕之
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第３７０２号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番21―1308号、前住所大阪市天王寺区生玉町11番14―605号
債務者　三林　伸也
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７２号
大阪府四條畷市大字中野176番地の３　メロディーハイム四條畷816
債務者　福原まゆみ
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４１号
大阪市東住吉区西今川２丁目16番６号　メゾングレイン301号
債務者　小枝　幹子（旧姓髙崎）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５３号
大阪市東淀川区大桐３―16―14―311、住民票上の住所大阪市北区長柄西１丁目１番16号ヨドヤビル102号室
債務者　からあげ縁ことより家炭笑壺こと　山田　俊英（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７２号
大阪府門真市浜町５番24―108号
債務者　石橋　里奈
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部